

## 総務文教常任委員長報告

(H26. 6. 20)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第1号、亀岡市税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴うものであり、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分されたものであります。

その主な改正内容は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長すること、また、耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減免措置を創設すること等の改正を行ったものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）所管分について、その主な内容は、

総務費では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、いわゆる社会保障・税番号制度等に対応するため、電算処理業務を市町村基幹業務支援システムへ移行する、初期導入等の委託経費の増額補正、

消防費では、一般財団法人自治総合センターの助成を受けて実施する、

消火栓用ホース等の格納箱設置助成に係る非常備消防経費の増額補正、

**教育費**では、亀岡市いじめ防止基本方針を踏まえた、亀岡市いじめ防止対策推進委員会等の設置に係る、事務局事務経費の増額補正であります。

また、**債務負担行為**につきましては、基幹業務支援システム導入業務委託経費が設定されております。

採決に先立ち、いわゆる社会保障・税番号制度等に対応するための補正予算について、個人情報保護などの観点から当該制度に反対する立場としての反対討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第3号議案の亀岡市庁舎使用料条例の一部改正**は、庁舎の目的外使用料について、新たに駐車場使用料を設定すること等の改正をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案の亀岡市税条例等の一部改正**は、地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を改正すること、また、軽自動車税の税率を改定し、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に重課税率を導入すること等の改正をしようとするものであります。採決に先立ち、軽自動車税の引き上げに伴う市民負担の増加について、反対討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しま

した。

次に、第5号議案の亀岡市立幼稚園条例の一部改正は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、保育料を減額する限度額を改正すること、また、多子世帯の保護者負担軽減の拡充を図るため、所得によりこれまで減額対象とならなかった第2子及び第3子以降の世帯について、所得制限を撤廃することにより新たに減額の対象にしようとするものでありますが、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案の亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例の制定、及び第7号議案の亀岡市いじめ調査委員会条例の制定についてであります。

いじめ防止対策推進法の施行、及び亀岡市いじめ防止基本方針の策定に伴い、教育委員会の附属機関として、いじめ防止対策推進委員会を、また、学校が行ったいじめ事案の調査結果について、調査審議する市長の附属機関として、いじめ調査委員会を、それぞれ設置しようとするものでありますが、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案の亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正は、関係法令の一部改正に伴い、団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を改正しようとするものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 9 号議案の亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてであります。3 月定例会での可決により、新たに設置された南つつじヶ丘コミュニティセンターの管理について、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 10 号議案、町の区域及び名称の変更については、篠町浄法寺区域内の宅地開発に伴い、住民の利便性の向上や、地域コミュニティの形成を図るため、町の区域及び名称を変更しようとするものであります。地元も了承されていることから、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 11 号議案の旧慣による財産区有財産の使用権の変更についてですが、元千歳国分財産区が所有する溜池について、用水としての使用権その他一切の旧来の慣行による使用権を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 14 号議案の亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅱ期）請負契約の締結についてであります。

去る 5 月 23 日に入札を執行し、関口・堤・アサヒ・丸正特定建設工事共同企業体と 8 億 8,344 万円で仮契約を締結されておりますが、今回、この仮契約を本契約としようとするものであり、別段異論なく、採決の結果

は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望として、第6号議案に係る、いじめ防止対策推進委員会委員の選定にあたり、保護者代表の扱いについて検討をいただくよう要望するものです。

また、亀岡市における職務執行においては、関連法令との適合性を十分確認されるよう、強く望むものであります。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。